MIZUHO　みずほ銀行

契約締結前交付書面兼商品概要説明書

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。）

みずほ金利特約付き外貨定期預金　円高期待型

本書面をよくお読みいただき、商品の内容・リスク等を十分ご理解のうえ、お申込くださいますようお願い申しあげます。

- このお取引をお申込された場合、「みずほ金利特約付き外貨定期預金規定」が適用されます。
- 「みずほ金利特約付き外貨定期預金　円高期待型」とは、特約履行条件判定期間中の実勢為替相場が、あらかじめ設定した下限相場を一度でも超えた場合（同一となった場合も含む）に、お預入時のみずほ銀行の通常の外貨定期預金と比べて好金利（特約利率）が適用される外貨定期預金です。常にあらかじめ設定した下限相場より円安で推移した場合には、お預入時のみずほ銀行の通常の外貨定期預金と比べて低金利（約定利率）が適用されます。　外貨でお預入いただき外貨で支払います。
- なお、お申込の撤回および期日前解約はできません。万一、みずほ銀行がやむを得ないものと認めてお申込の撤回または期日前解約に応じる場合には、損害金を直ちにお支払いいただきます。この場合、解約元利金から損害金を差し引いた金額が当初お預入の元本金額を下回る（＝元本割れ）可能性があります。
- 本商品には為替変動リスクがあります。満期日におけるお受取の外貨元利金の円貨換算額が当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- お受取の外貨元利金を円にする際（引出時）は手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭、1 オーストラリアドルあたり 2 円 50 銭、1 ニュージーランドドルあたり 2 円 55 銭）がかかります（お引出の際は、手数料分を含んだ為替相場であるみずほ銀行所定の TTB レートを適用します）。

〔商号・住所〕　株式会社みずほ銀行　　東京都千代田区大手町１－５－５

〔商品の概要〕

商品名	みずほ金利特約付き外貨定期預金　円高期待型
タイプ	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ リスク・リターンに応じてお選びいただけます。
商品概要	特約履行条件判定期間（この預金のお申込をみずほ銀行が受け付け、契約が締結された時点から満期日 2 営業日前の東京時間午後 3 時までの期間）中の実勢為替相場により適用利率を決定します。 ● 特約履行条件判定期間中の実勢為替相場が、一度でもあらかじめ設定した下限相場と同一もしくは下限相場より円高となった場合は、お預入時のみずほ銀行の通常の外貨定期預金と比べて好金利（特約利率）が適用されます。 ● 特約履行条件判定期間中の実勢為替相場が、常にあらかじめ設定した下限相場より円安で推移した場合には、お預入時のみずほ銀行の通常の外貨定期預金と比べて低金利（約定利率）が適用されます。 なお、本商品は、お申込の撤回および期日前解約はできません。万一、みずほ銀行がやむを得ないものと認めてお申込の撤回または期日前解約に応じる

	場合には、損害金を直ちにお支払いいただきます。この場合、解約元利金から損害金を差し引いた金額が当初お預入の元本金額を下回る（＝元本割れ）可能性があります。
預金保険	本商品は預金保険の対象外です。
販売対象	法人および個人のお客さま
期間	● 1 ヵ月、3 ヵ月、6 ヵ月 ただし市場環境の影響により、預入期間によってはお取引いただけないことがあります。 あらかじめご了承ください。 ● 自動解約扱いとなります。自動継続はお取扱しておりません。
預入 (1)預入方法 (2)最低預入額 (3)預入単位 (4)預金通貨 (5)タイプ	 ● 一括預入。午前 9 時から午後 3 時までご利用いただけます。 ● 法人のお客さま・・・10 万通貨以上 ● 個人のお客さま・・・5 千通貨以上 ● 1 補助通貨単位まで預入可能。 ● 米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル ● Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ ただし市場環境の影響により、タイプによってはお取引いただけないことがあります。 あらかじめご了承ください。
払戻方法	● 満期日に一括して払戻します。 ● 満期日にご指定の預金口座に外貨で入金します。
利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)満期日以降の利息	 ● 特約履行条件判定期間中の実勢為替相場により決定する適用利率（特約利率または約定利率）を預入日から満期日まで適用します。 ● 満期日に一括してお支払いいたします。 ● 付利単位を預金通貨の 1 通貨単位とし、1 年を 360 日とする日割計算。（補助通貨単位未満は切り捨てとします。） ● 満期日にご指定の預金口座に入金します。満期日以降の利率は、ご指定いただいた預金口座のみずほ銀行所定の方法により表示する利率となります。
税金	● 個人のお客さま（源泉分離課税）は外貨利息額の 20.315%、法人のお客さま（総合課税）は外貨利息額の 15.315%が源泉徴収されます。 ● お利息はマル優の対象外です。 ● 為替差損益が発生する可能性があります。 ＜法人のお客さま＞ 総合課税。 ＜個人のお客さま＞ 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申しあげます。
手数料および適用相場	● お預入・お引出方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 詳しくは後記〔お預入とお引出に関わる手数料および適用相場〕をご覧ください。

付加できる特約事項	特にございません。
期日前解約のお取扱	お申込の撤回および期日前解約はできません。詳しくは後記〔期日前解約時のお取扱〕をご覧ください。
お申込時のご注意点 （その他参考となる事項）	● お取引条件は市場環境により変動します。市場環境によりお取引条件は刻々と変動しますので、実際にお申込いただく際にはお取引条件をご確認ください。市場環境の急変等によりお取扱、お預入を中止する場合がありますのでご了承ください。 ● 万一、みずほ銀行の信用状況の急激な変動、内外における国際金融市場の閉鎖、その他不測の事態が発生した場合、取引の継続が困難となり、結果としてお客さまに損害が発生する場合があります。 ● 一部の支店・出張所等ではお取扱を行っておりませんのでご注意ください。 ● 特約履行条件（特約利率を適用するか否かを決定する条件）が満たされたか否かの判定は、特約履行条件判定期間において海外市場を含む 24 時間体制で行います。 ● 特約履行条件が満たされたか否かの判定に使用する実勢為替相場水準については店舗までお問い合わせください。
みずほ銀行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会　連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０－０１７１０９ または ０３－５２５２－３７７２
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
お問い合わせ先	● みずほインフォメーションダイヤル　(個人のお客さま専用) ０１２０－３２４２－８６ 海外からのご利用などフリーダイヤルをご利用いただけない場合は ０４２－３１１－９２１０〔通話料有料〕 ＜受付時間＞平日　9 時 00 分～17 時 00 分 ＊1月1日～1月3日、祝日、振替休日を除く ● お取引店（お取引店の電話番号・住所につきましては、みずほ銀行ウェブサイト(https://www.mizuhobank.co.jp/)　または店舗一覧にてご確認ください。みずほ銀行ウェブサイトの「ATM・店舗のご案内」をクリックしていただければ、店番号・店舗名のほか、地図・最寄りの鉄道の駅名等からの各支店の電話番号・住所の検索が可能となっております。また店舗一覧につきましては、各支店にパンフレットを備え付けております。）

〔「みずほ金利特約付き外貨定期預金　円高期待型」の仕組み〕

【お取引事例】　相場、利率等の数値はすべて参考値です。

※税引後利率は、小数点第４位以下を切り捨てにて表示しております。　※本お取引事例は税率 20.315%で算出しております。

USD　1ヵ月ものの場合	
預入時相場　1USD=109.66 円	約定利率(年)　0.10%　(税引前/360 日ベース)、　0.079%　(税引後/360 日ベース)
	特約利率(年)　3.00%　(税引前/360 日ベース)、　2.390%　(税引後/360 日ベース)

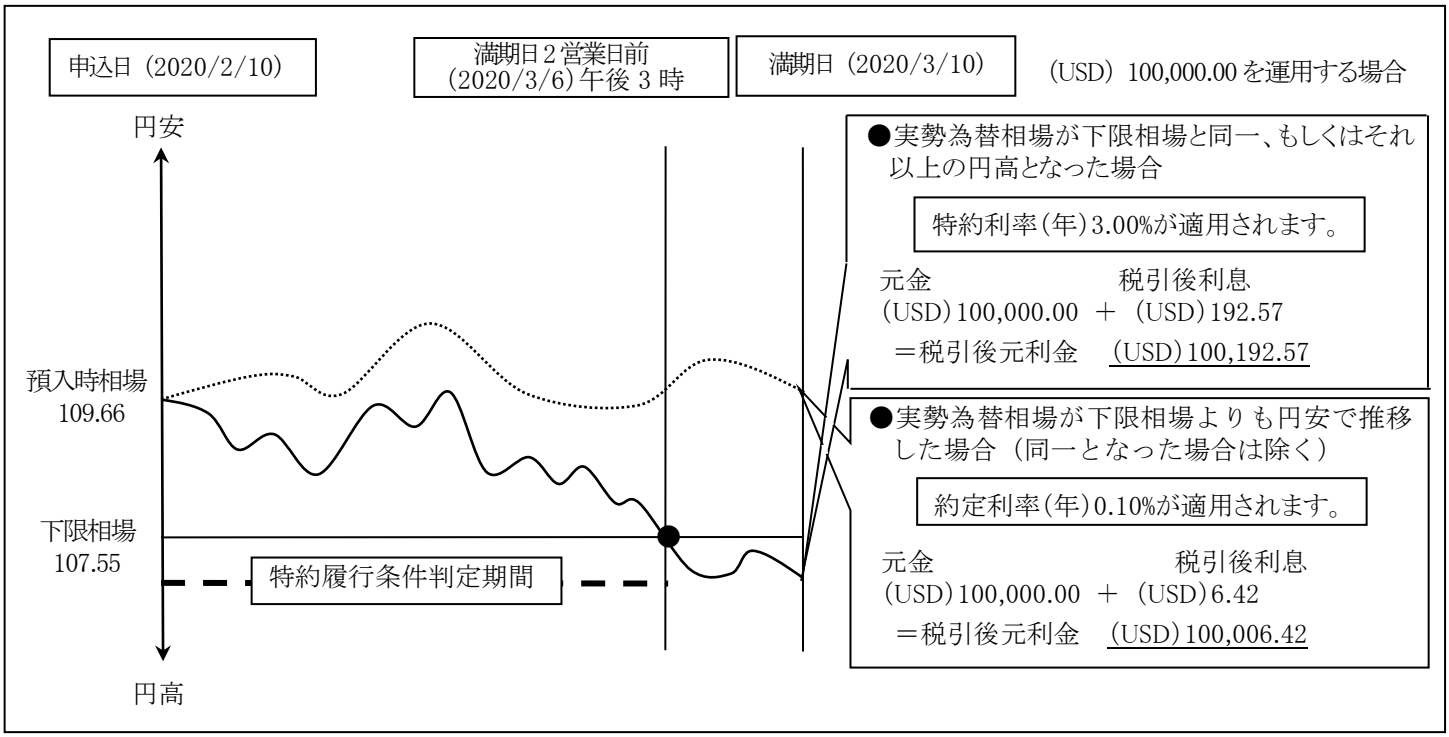

みずほ銀行

金特 円高期待型 24.06

〔期日前解約時のお取扱〕

●お申込の撤回および期日前解約はできません。
●万一、みずほ銀行がやむを得ないものと認めてお申込の撤回または期日前解約に応じる場合には、みずほ銀行所定の「損害金算出の考え方」（注１）により算出した損害金を直ちにお支払いいただきます。また、みずほ銀行がやむを得ないものと認めて期日前解約を行う場合、預入日から期日前解約日までの適用利率は解約日における預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金利率となります。なお、この場合、解約元利金から損害金を差し引いた金額が当初お預入の元本金額を下回る（＝元本割れ）可能性（注２）があります。

（注１）損害金算出の考え方
期日前解約（またはお申込の撤回）時点で、みずほ銀行はその契約上の地位（すなわち、預金契約の権利・義務）を失うことになり、その地位に伴う経済的利益を失うことによる損害を負うことになります。この場合、みずほ銀行は、期日前解約（またはお申込の撤回）時点で、この預金と同条件の代替の契約を市場（外国為替市場、外貨資金市場、通貨オプション市場等）にて締結するか、または締結したと仮定した場合に必要となる金額（コスト）を、市場実勢相場に基づいて算出し、損害金としてお客さまにご負担いただきます。このように、損害金の算出には期日前解約（またはお申込の撤回）時点の市場実勢相場を使用するため、お申込時点で損害金をお示しすることはできません。
一般的に、損害金は、為替相場水準、為替相場のボラティリティ（期待変動率）、期間などの影響を受けるため、例えば、預入時の為替相場と比較して期日前解約（またはお申込の撤回）時の為替相場が預金通貨高になるほど、預入時の為替相場のボラティリティ（期待変動率）と比較して期日前解約（またはお申込の撤回）時の為替相場のボラティリティ（期待変動率）が低下するほど、また、預金の残存期間が短いほど、損害金は大きくなる傾向があります。

（注２）期日前解約による損害金について
期日前解約を行った場合には、預金作成日から期日前解約日の前日までの日数、および預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金の利率によって経過利息を計算し、この預金の元本とともにお支払いします。ただし、期日前解約による損害金が発生した場合は、払戻元利金から損害金を差し引いた金額をお支払いします。このため、損害金の金額が経過利息を上回る場合には、損害金差引後の払戻金額が当初お預入の元本金額を下回る可能性があります。

〔お預入とお引出に関わる手数料および適用相場〕

	お預入・お引出方法	手数料等
お預入	外貨預金（預金通貨）からのお振替	手数料はございません。
お引出	円預金へのお振替	外貨を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場であるTTB レートを適用します。 TTB レートには、為替手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭、1 オーストラリアドルあたり 2 円 50 銭、1 ニュージーランドドルあたり 2 円 55 銭）が含まれています。

<table>
<tr>
<td>外貨預金での
お預入・お引出</td>
<td>次のとおり通貨ごとに定めるみずほ銀行所定の料率で計算した手数料がかかります。
<table>
<tr><td>米ドル</td><td>1 米ドルあたり 2 円</td></tr>
<tr><td>ユーロ</td><td>1 ユーロあたり 4 円 50 銭</td></tr>
<tr><td>オーストラリアドル</td><td>1 オーストラリアドルあたり 7 円</td></tr>
<tr><td>ニュージーランドドル</td><td>1 ニュージーランドドルあたり 7 円 45 銭</td></tr>
</table>
※ その他の通貨については、お取引店にお問い合わせください。</td>
</tr>
</table>

（ご注意）

- 外貨預金のお取引に適用される為替レートは主に 2 種類（TTS・TTB レート）の為替相場ですが、お預入･お引出金額が 10 万米ドル相当額以上となった場合の適用相場は、市場実勢為替相場を参考にみずほ銀行が決定する相場を適用します。
- 預金通貨と異なる外国通貨とのお取引を行う場合は、みずほ銀行所定の換算相場により換算いたします。また手数料につきましては店舗にてご確認ください。
- 外貨でのお預入・お引出および外貨でのご送金は、お取引店によってお取り扱いできない場合がありますので、事前にご相談ください。外貨でのご送金にかかる手数料についてはお取引店あてお問い合わせください。
- 外国通貨の硬貨（コイン）はお取り扱いいたしておりません。
- 上記手数料に消費税等はかかりません。
- 上記手数料は、今後変更となる場合があります。

(2024 年 6 月 28 日現在)